

北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）
【計画骨子（案）】

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

- ※国の基本イメージを参考に記載、併せて配偶者暴力防止計画の趣旨も記載
- ※両計画を統合する趣旨

(2) 計画の位置づけ

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく都道府県基本計画
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画

(3) 計画の期間

- ・令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

2. 現状及び課題

(1) 現状

- ※国の基本イメージを参考に、現状や課題分析に必要となるものを記載
- ・女性相談支援センター（旧婦人相談所、旧婦人保護施設）
- ・女性相談支援員（旧婦人相談員）
- ・民間団体
- ・配偶者からの暴力被害

(2) 課題

- ※以下の国の基本イメージ（以下 a～f）を参考に、現状から分析した課題を記載
- a. 支援対象として十分に発見されていない女性の有無
- b. 支援施策等の認知度
- c. 相談件数に対する支援体制の適否（女性自立支援員の人数等）
- d. 相談者のニーズに応じた支援体制の適否（若年層への対応や他施策との連携等）
- e. 一時保護件数や施設入所者数の適否（入所要件等ハードルが高いものになっていないか、支援を受けさせることを躊躇している要因等ないか等）
- f. 民間団体等との協働の適否

3. 基本目標

- ※国の基本イメージ（以下 a～i）を参考に、必要な目標を記載
- a. 女性相談支援センターの設置数
- b. 女性相談支援員の配置人数

- c. 女性自立支援施設の設置数
- d. 女性自立支援施設の定員数
- e. 協働する民間団体数
- f. 支援調整会議設置市町村数
- g. 相談支援担当者職員の研修受講率
- h. 相談窓口の認知度
- i. 相談支援等の満足度

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容

※国の基本イメージ（以下(1)～(9)）を参考に、必要な支援の内容を記載

(1) アウトリーチ等による早期の把握

困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談につながるための取り組み（巡回アウトリーチ、SNS等の活用など）を記載

(2) 居場所の提供

行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性がいることに配慮した居場所の提供等に関する取り組みを記載

(3) 相談支援

本人の立場に寄り添った相談支援や、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に配慮した相談支援等の取り組みを記載

(4) 一時保護

円滑に一時保護委託を行うための取り組み、支援対象者の状態像に応じた一時保護者や委託先の確保、未成年者の一時保護における児童相談所等との連携等に関する取り組みを記載

(5) 被害回復支援

医療機関等の専門機関にも相談・連携や、心理療法担当職員や個別対応職員等の配置等を記載

(6) 生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）

一時保護等の後の中長期的な支援や、社会資源の増加等に関する取り組みを記載

(7) 同伴児童等への支援

医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等との連携や、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合における社会的養育等の適切な支援への繋ぎ等に関する取り組みを記載

(8) 自立支援

特に、性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復を念頭にした心理的支援に関する取り組みや、生活支援、日中活動による社会的自立・経済的自立、住まいの確保等に関する取り組みを記載

(9) アフターケア

女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等によるアフターケアに関する取り組みを記載

2. 支援の体制

※国の基本イメージ（以下(1)～(7)）を参考に、必要な支援の体制を記載

- (1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制
設備や職員配置等の体制や三機関の連携体制（特に、一時保護を経ない女性自立支援施設の入所など）を記載
- (2) 民間団体との連携体制
民間団体との協働に関する取り組みや、支援調整会議を活用した相互連携等について記載
- (3) 関係機関との連携体制
福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など他分野との連携に関する取り組みや、同伴児童に対する児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との連携に関する取り組みを記載
- (4) 支援調整会議
支援調整会議の参画機関や、会議の内容、個人情報取り扱い等について記載
- (5) 教育・啓発
女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知や、教育関係者等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発に関する取り組みを記載
- (6) 人材育成・研修
困難な問題を抱える女性への支援に関する研修や、人材確保等に関する取り組みを記載
- (7) 調査研究等の推進
支援内容等に関する実態調査や公表、実施する調査研究等について記載

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

※別途整理

第4章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する事項

1. 配偶者からの暴力防止に向けた啓発
 - (1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進
 - (2) 若年層に対する予防啓発の推進
2. 被害者の発見や相談体制の充実
 - (1) 被害者の早期発見
 - (2) 通報等への適切な対応
 - (3) 相談体制の充実
3. 安全な保護のための体制の整備、充実
 - (1) 保護体制の充実
 - (2) 保護命令制度の利用
4. 被害者の自立支援
 - (1) 自立支援

5. 関係機関、団体の相互の連携協力

- (1) 民間団体との連携
- (2) 市町村、関係機関、団体等との連携協力

6. 職務関係者の研修、人材育成の充実

- (1) 職務関係者の研修、人材育成
- (2) 加害者構成に関する調査研究等の促進

7. 苦情への適切な対応

- (1) 苦情処理

8. 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

- ・道の推進体制などを記載

2. 計画の点検評価

- ・計画の推進管理や見直しについて記載